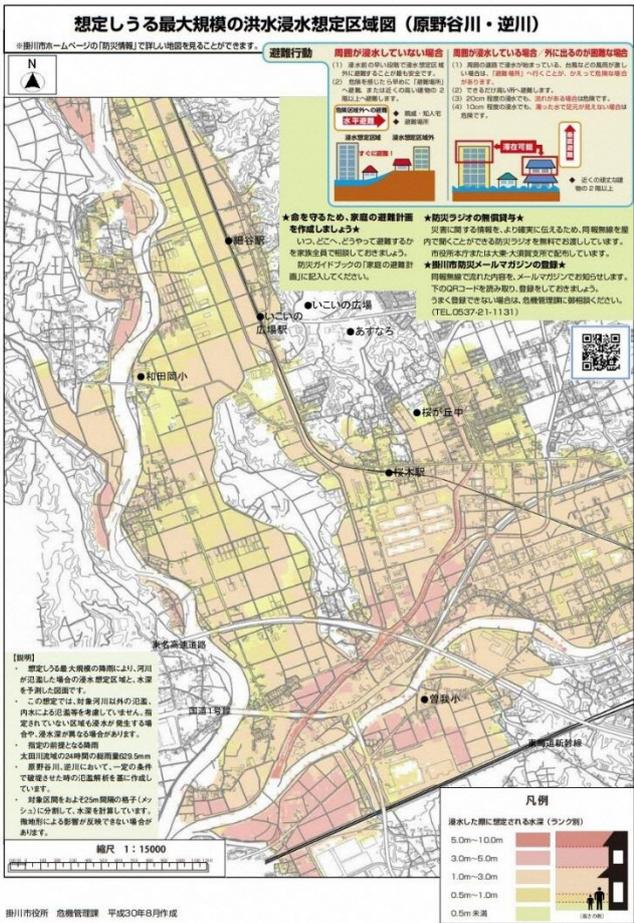
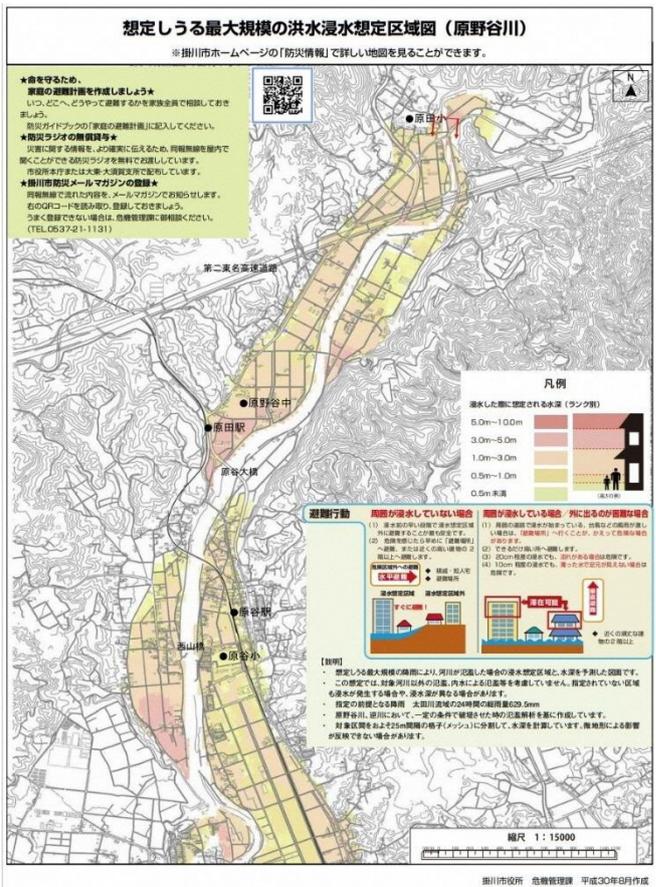




掛川市役所 危機管理課 平成30年8月作成



掛川市役所 危機管理課 平成30年8月作成



掛川市役所 危機管理課 平成30年8月作成

(土砂災害：ハザードマップ)

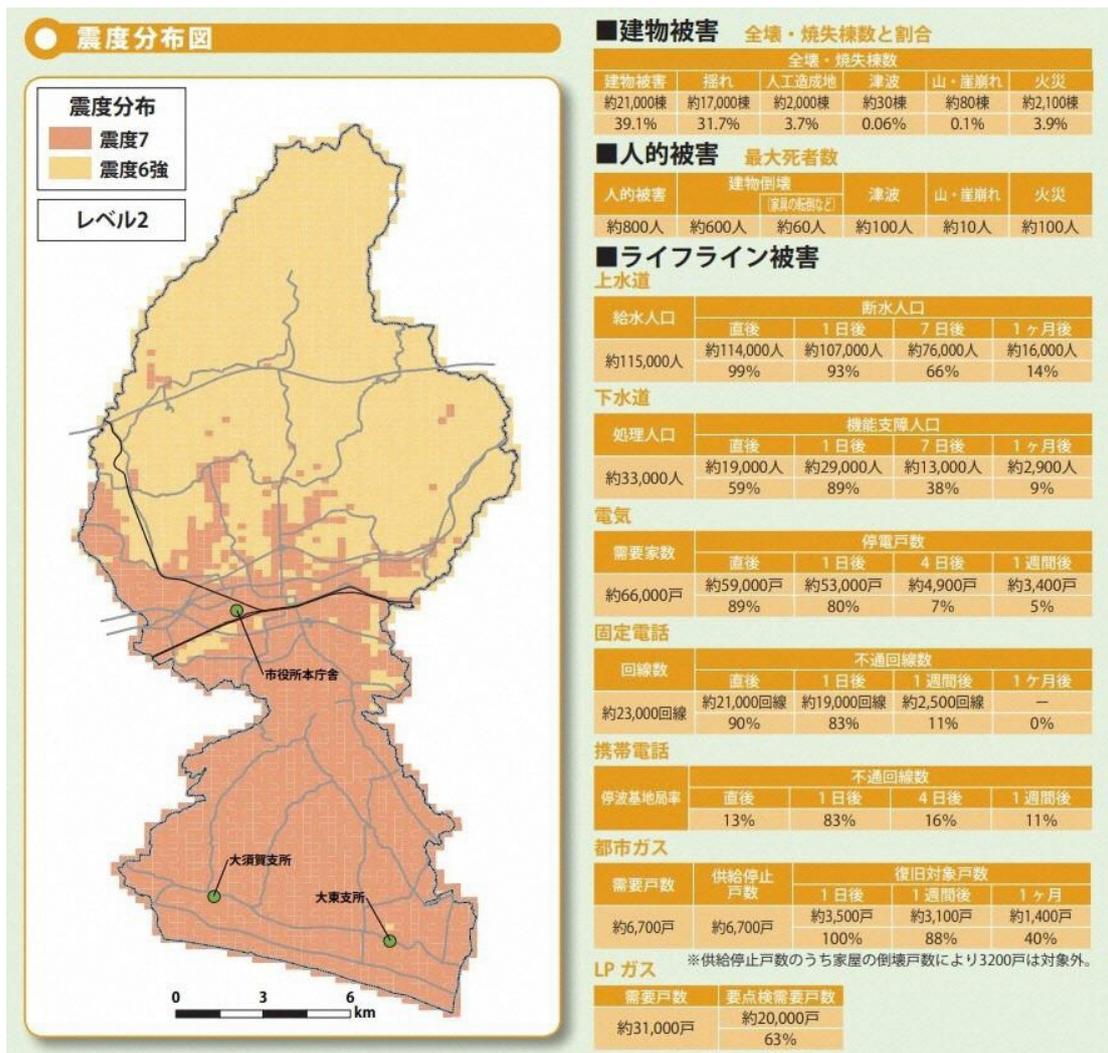
静岡県が発表している市町別土砂災害警戒区域情報によると、掛川市の土砂災害警戒区域は1,342件（土石流216件・地滑り23件・急傾斜1,103件）、土砂災害特別警戒区域は1,270件（土石流176件、急傾斜1,094件）となっている。（令和4年3月31日時点データ）

台風やゲリラ豪雨などによる大雨が発生すると、命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない、非常に危険な箇所が市内に多数点在している状況である。

(地震：静岡県第4次地震被害想定)

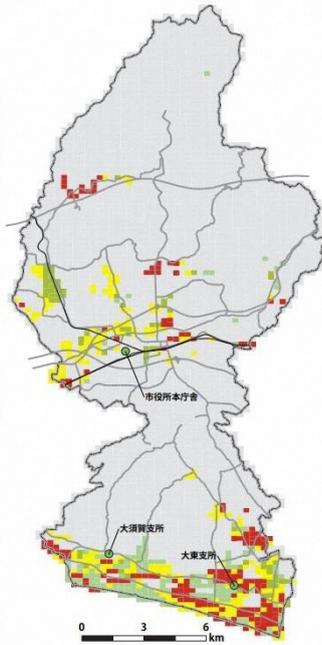
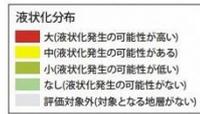
現在、当市が地震対策の基礎資料としている「静岡県第4次地震被害想定」では、東海・東南海・南海の三連動を含む東海地震を中心としたレベル1の地震と、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの南海トラフで発生するレベル2の巨大地震による被害を想定している。当市内で想定される揺れについては、震度7の地域が50%（主に市南部）、震度6強の地域が50%（主に市北部）とされている。

また、津波に関しては、掛川市沿岸の最大津波高は13m、平均津波高は11mと想定されており、津波浸水面積は、5.5㎢で、浸水域は、概ね国道150号より南と菊川流域が想定されている。



(液状化：危険度マップ)

県被害想定結果では、市域の約 11%が液状化の可能性があるとしている。特に可能性が高い地域としては、旧掛川地域（仁藤町・旭台・駅前・印内・葛川・金城・御所原・梅橋）、旧大東地域（国安・国包・千浜・浜野・三俣・中）、旧大須賀地域（沖之須）である。



液状化可能性面積		
面積の合計	大	中
265.62km ²	約11.20km ²	約14.50km ²
	4%	5%
小	なし	対象外
約4.86km ²	約9.39km ²	約225.67km ²
2%	4%	85%

建物全壊数	
液状化	約 30 棟

(原子力災害：危険度マップ)

当市全域がUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）となっているため、浜岡原子力発電所の過酷事故による放射性物質及び放射線の放出又はその恐れのある事態が発生した場合は、屋内退避や避難などを実施する。



事象と防護措置		
■ 原子力施設の事故事象に応じた防護措置（EAL）		
区分	事象	防護措置概要
警戒事態	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生。または、そのおそれがある状況。 ・ 震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・ 大津波警報が発令された場合など。	放射線モニタリングの強化
施設敷地緊急事態	原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状況。 ・ 全交流電源喪失が、5分以上継続した場合。 ・ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない場合など。	屋内退避準備 緊急時モニタリングの実施
全面緊急事態	原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状況。 ・ 全交流電源喪失が、30分以上継続した場合。 ・ 使用済燃料貯蔵槽の水位が更に低下。または、そのおそれがある場合など。	屋内退避 安定ヨウ素剤の服用準備
■ 原子力施設から放出された放射線量の測定値に応じた防護措置（OIL）		
放射線量（地上1mの空間放射線量率）	防護措置概要	
0.5 μSv/h	数日内を目途に飲食中の放射線を測定すべき区域を特定。	
20 μSv/h	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に避難を実施。	
500 μSv/h	数時間以内に区域を特定し、避難などを実施。	

(その他：感染症の流行)

新型インフルエンザ等（以下：新型ウイルス感染症）は10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型ウイルス感染症は国民の大部分が免疫を獲得するまでに一定時間を要する。そのため、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(3) 商工業者の状況

掛川市は、「掛川商工会議所」と「掛川みなみ商工会」の2商工団体が併存しており、掛川商工会議所は旧掛川市を、掛川みなみ商工会は旧大東町及び旧大須賀町を管轄区域としている。

- ・市内事業所数 4,792 事業所
- ・管内小規模事業者数 3,162 事業所

(出典：平成28年経済センサス)



【内訳】

業種		市内事業所数	管内小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	卸・小売業	1,155	732	大規模小売店が郊外に点在
	製造業	647	484	5箇所の工業団地あり
	建設業	546	526	市内に広く分散
	宿泊・飲食業	611	395	中心市街地に多く立地
	その他の業種	1,833	1,025	理美容業の開業が多い
	計	4,792	3,162	



(4) これまでの取組

1) 掛川市の取組

①防災計画等の策定

- ・掛川市地域防災計画
- ・掛川市地震・津波対策アクションプログラム
- ・掛川市業務継続計画
- ・掛川市国土強靱化地域計画

②防災訓練等の実施

- ・総合防災訓練
- ・地域防災訓練
- ・防災研修会
- ・津波避難訓練
- ・原子力防災訓練
- ・水防訓練

③災害に備える各種協定の締結

- ・災害応援協定
- ・物資供給協定
- ・防災パートナーシップ協定
- ・津波避難施設協定

2) 掛川商工会議所の取組

- ・BCP関係セミナー及び相談会を開催し、会員等に周知を行ってきた。

※近年の開催内容

開催日	テーマ	講師
H29. 2. 15	BCP（事業継続計画）の必要性について	東京海上日動火災保険(株)浜松支店 中村 和弘 氏
R2. 2. 12	災害に負けない企業BCP策定セミナー	MS&ADインターリスク総研(株) 内山 和佳奈 氏
R3. 1. 29	コロナ対策企業防災セミナー	・掛川市危機管理課 危機政策係職員 ・e-経営推進室 宮角 良介 氏
R3. 10. 20	事業継続力強化計画作成 個別相談会	静岡県BCPコンサルティング協同組合 豊田 和之氏
R4. 9. 28	事業継続力強化計画策定セミナー	静岡県BCPコンサルティング協同組合 豊田 和之氏
R4. 12. 8	事業継続力強化計画作成 個別相談会	静岡県BCPコンサルティング協同組合 豊田 和之氏

- ・平成23年8月に「掛川商工会議所BCP・震災時対応マニュアル」を制定（令和3年改定）、令和2年に「新型コロナウイルス対策行動計画」を制定している。
- ・静岡県BCP研究会に加入し、情報収集を行い当所会員企業に提供している。
- ・職員の県BCP指導者養成講座受講
- ・専門家派遣によるBCP策定支援
- ・専門家派遣による事業継続力強化計画作成支援
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・災害支援協定締結3商工会議所（小田原箱根商工会議所、日光商工会議所、当所）による情報交換会を毎年実施し、日々連携を深めている。
- ・消防署員立会いによる自主防災訓練の実施（年1回）
- ・防災備品の備蓄

II 課題

1. BCPに関する情報提供・周知の強化

当会議所では、巡回・窓口相談やホームページ・会報誌等を通じBCPを周知してきたが、事業者には災害リスクやBCPの本当の重要性が伝わっていないと思われる。自社リスクの回避策としてBCPの策定が重要であることを理解してもらう必要がある。

2. BCPに対する小規模事業者の意識の向上

当会議所では、事業所BCPの重要性の周知や策定に関するセミナーを開催してきたが、小規模事業者の意識や関心の高まりにつなげられておらず、策定に取り組む小規模事業者も増加していない。BCPに関する経営指導員等職員の助言能力の向上も必要である。

3. 関係機関との連携

災害時の情報提供や情報収集、BCPの普及については、掛川市をはじめとする各関係機関との連携が不可欠であるが、現状では、緊急時における具体的な連携体制が整備されていない。

4. 緊急時に対応する体制等の整備

人事異動等に合わせて当所BCPの更新を行う必要があるが、現状では更新事務が滞っている。また、緊急時の取り組みについて漠然的な記載にとどまっており、緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を確実にできる当会議所経営指導員等職員の不足といった課題もある。感染症リスク等を考慮した非接触による対応の仕組みづくりも必要である。

Ⅲ 目標

想定される大規模自然災害・感染症に対し、中小企業、特に小規模事業者が事前の防災への備えや、事後の早急な復旧・事業の継続ができるよう、掛川市と掛川商工会議所が一体となって取り組む。

1. 小規模事業者への「BCP」「事業継続力強化計画」策定支援の強化

小規模事業者に対し、ハザードマップなどをもとに巡回時における説明、BCP・事業継続力強化計画策定セミナーや個別相談会の開催等を通して、事業者の災害リスクに対する意識を高めるとともに、事前対策の必要性について啓発し、BCP・事業継続力強化計画の策定支援を強化する。また支援をするにあたって必要となる防災・減災対策に関する知識やノウハウを得る為に、日本商工会議所等が主催するBCPに関する研修会へ積極的に参加するほか、当所で主催するBCPセミナーを開催するにあたり、担当者のみならず指導職員は積極的に参加する。

2. 連携体制の構築や情報の共有・支援機関としての機能継続

発災後、速やかな応急対策が行えるよう、各組織における体制、関係機関相互の連携体制を平時から構築する。また、市、商工会議所の二者間における情報共有を円滑に行うため、小規模事業者の被害情報を報告するルートを構築する。支援機関としての機能を継続し緊急時の対応が円滑に行えるよう、商工会議所のBCPを更新するとともに、会議や遠隔地とのやりとりにおけるリモート活用等の代替手段の確立により業務停滞を最小限に留めるよう努める。当会議所職員の保険・共済に対する助言力向上に向け、各損保会社や静岡県火災協同組合と連携し、時には事業所訪問に同行することで、知識の習得を目指していく。

3. 相談・支援体制の構築

被災した事業所の復旧・復興に向けて、支援情報の収集・提供や専門家を含む相談・支援体制を整える。特に感染症などのリスクに対しては、感染予防対策を徹底した上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など機動的に運用できる体制の構築を図る。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

掛川市と掛川商工会議所の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・掛川市、掛川商工会議所、関係団体との連携を密にし、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・掛川商工会議所においては、巡回経営指導時に、津波・洪水ハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組やBCP策定などを含めた対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・併せて、大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。
- ・未知の感染症の感染拡大に伴う事業への様々な影響について、公表されている事例等を交えて事業者への周知を行っていく。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン、LINE等において、国や県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・掛川商工会議所では、平成23年に「掛川商工会議所BCP（事業継続計画）・震災時対応マニュアル」（令和3年改定）、令和2年に「新型コロナウイルス対策行動計画」を作成済みであるが、令和5年度において見直しを行い、更新する。

3) 関連団体との連携

- ・提携している各損保会社に専門家の派遣を依頼し、管内小規模事業者を対象としたBCP普及啓発セミナーの実施及び損害保険の周知を図り、BCP策定、事業継続力強化計画認定支援を行う。
- ・静岡県BCPコンサルティング協同組合と連携し、事業継続力強化計画をはじめとする事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定支援、個別相談会を実施する。
- ・災害支援協定締結3商工会議所（小田原箱根商工会議所、日光商工会議所、当所）による情報交換を密に行う。
- ・日本政策金融公庫、静岡県信用保証協会をはじめとした金融機関と連携し、資金が必要な事業者に対しては、制度融資の紹介や手続きの支援を行う。
- ・関連団体が主催する研修会への積極的な参加や、当所が主催するBCPセミナーに担当者以外の職員も参加することで、指導職員全体の知識や支援技術の向上を図っていく。
- ・各損保会社や静岡県火災協同組合と連携し、時には事業所訪問に同行することで、保険や共済の更なる知識の習得を目指していく。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・掛川市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

当所策定BCPに基づき、自然災害等を想定した防災訓練を実施するとともに、市・商工会議所による情報伝達ルートなどの確認を行う。その他の訓練についても必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命の救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

1) 応急対策の実施の可否の確認

- ・発災後1時間以内に、携帯電話、SNSまたはLINE、災害伝言ダイヤル171等を利用し、職員の安否確認を行う。
- ・発災後24時間以内に大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を掛川商工会議所と掛川市で共有する。情報を共有する連絡手段としては、事務所の固定電話、メールを使用する。なお双方の連絡窓口は以下のとおりとする。

団体名	連絡窓口
掛川市	産業労働政策課長
掛川商工会議所	中小企業相談所長

- ・感染症の流行の場合は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「緊急事態宣言」が出た時点や掛川市に対策本部が設置された段階をスタートとし、職場における感染対策を最優先に行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・掛川市と掛川商工会議所との間で、大まかな被害状況などを共有・把握し、状況や規模に応じた応急対策の方針を決める。掛川商工会議所では、訪問可能な地区内小規模事業者を訪問することで、被害状況の確認を行う。掛川市においては、市内における道路、電気、ガス等のインフラに関わる被害状況等の確認をする。
- ・本地区に震度5強以上の地震、或いは行政が災害対策本部を設置した場合、当所に災害対策本部を設置する。

(例：被害状況の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の半壊・全壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の半壊・全壊」等、大きな被害が発生している。 	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の状況がない。 	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が発生しているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

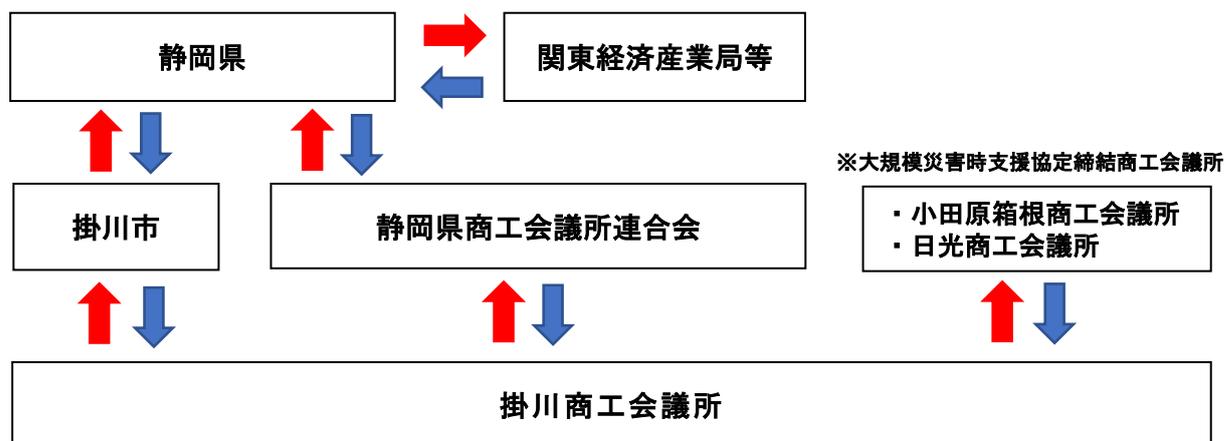
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害発生時に、小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことできる仕組みを構築する。
- ・ 二次災害を防止するために、被災地域での活動を行う事について決める。
- ・ 掛川市と掛川商工会議所は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 掛川市と掛川商工会議所が共有した情報を、静岡県指定する方法にて掛川商工会議所は静岡県商工会議所連合会へ、掛川市は静岡県に報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、掛川市と掛川商工会議所が共有した情報を県の指定する方法にて掛川市や掛川商工会議所より県へ報告する。

1) 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は次のとおりである。

【連絡体制図】



2) 被害状況の確認方法・被害額の算定方法

掛川市と掛川商工会議所は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、以下のようにあらかじめ確認しておく。

①被害状況の確認方法

巡回訪問や相談窓口設置のほか、通信インフラが稼働している場合は電話・FAXでも実施する。被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シートを定めて2者で共用するものとする。

○被害状況報告の内容

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	製造業、建設業、小売業、卸売業、サービス業、その他
被害状況	・建物の状況（全壊、半壊等） ・浸水の状況（床上、床下） ・機械設備の状況 ・製品等の状況
被害額（千円）	
内 訳	建物、機械設備、製品その他

②被害額算定の対象

掛川商工会議所が主として把握する被害のうち、被害額の算定の対象は「非住家の被害」と「商工被害」の二つとする。

・「非住家被害」とは

事業用の建物（店舗・工場・事務所・作業場・倉庫など）の被害であり、建物と一体となった建物付属設備についても対象とする。人が居住している店舗兼住宅のような物件は、住居部分を「住家被害」として除外して処理する。また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握するものとするが、掛川市への被害報告は、全壊または半壊の場合のみとする。

・「商工被害」とは

建物以外の事業の被害を言う。具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、工具器具備品、機械及び装置）の被害とする。

③被害額の算定基準

被害額の算定は、中小企業庁の『中小企業BCP運用指針 第2版』に基づき、事業の復旧に必要な資産の復旧に要する費用（直接被害）を見積もる事とし、具体的には以下の通りとする。

□算定すべき被害額と算定基準（直接被害）

分類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準
非住家 被害	全壊	基本的機能を喪失したもの 延べ床面積の70%以上の損壊等	事業の復旧に必要な撤去費 （解体・運搬・処分費）と再調 達価格を求める
	半壊	基本的機能の一部を喪失したもの 補修が可能なもの	事業の復旧に必要な修繕費を求 める 事業の復旧に関係しない経費 は除く
	一部破損	全壊・半壊に至らない破損 窓ガラス破損程度は除く	
	床上浸水	土砂等の堆積等で一時的に使用不 可の浸水	
	床下浸水	床上に至らない程度に浸水したも の	
商工 被害	棚卸資産	喪失したもの、廃棄せざるを得な いもの	仕入原価・製造原価を求める
	有形償却資産	修繕または再調達せざるを得ない もの	事業の復旧に必要な撤去費 （解体・運搬・処分費）と再調 達価格または修繕費を求める

※被害を把握するタイミングによって、再調達価格や修繕費の見積もりが困難になる場合が想定されるため、把握可能な範囲において概算価格等にて把握しても差し支えないものとする。
なお、構築物については建物と一体になった建物付属設備（電気、給排水、衛生、空調等の各設備）は非住家被害とし、塀門扉、橋梁、舗装設備（建物と分離された看板塔塔などを含む）は商工被害とするが、いずれも事業の復旧に必要な資産のみを対象とする。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、掛川市と相談する。
（掛川商工会議所は、国の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
 - 発災直後から3日程度→役職員、議員の安否、人的被害、居住地周辺の大まかな被害調査
 - 発災から7日程度→巡回聞取により、再開の可否や稼働の状況などを確認する
 - 発災から2週間→巡回訪問や相談窓口により、経営課題（事業再開・資金繰り等）の把握
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内の小規模事業者等へ周知する。巡回訪問をはじめ、HP、LINE公式アカウント、広報誌、説明会などで周知を行う。

- ・感染症の流行等による大幅な景気の落ち込みで、中小企業の経営に多大な影響を与える恐れがある際は、掛川市と掛川商工会議所は連携して支援にあたる。

□地域小規模事業者に聞き取り調査（アンケート等）を行い、経営状況を確認する。

□掛川商工会議所は掛川市等からの要請により緊急相談窓口を設置し、情報を収集し、小規模事業者等への施策の支援・斡旋・情報提供等を行う。

□掛川商工会議所は地域事業者の要望を取りまとめ、行政への提言を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・静岡県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。併せて、当所と災害支援協定を結んでいる、小田原箱根商工会議所・日光商工会議所に職員の応援派遣を依頼する。
- ・感染症等の流行により、事業活動が困難になった場合、また、その恐れがある時は、資金繰りや補助金等を積極的に地区内小規模事業者等に周知する。

< 6. 感染症に向けた組織体制の構築 >

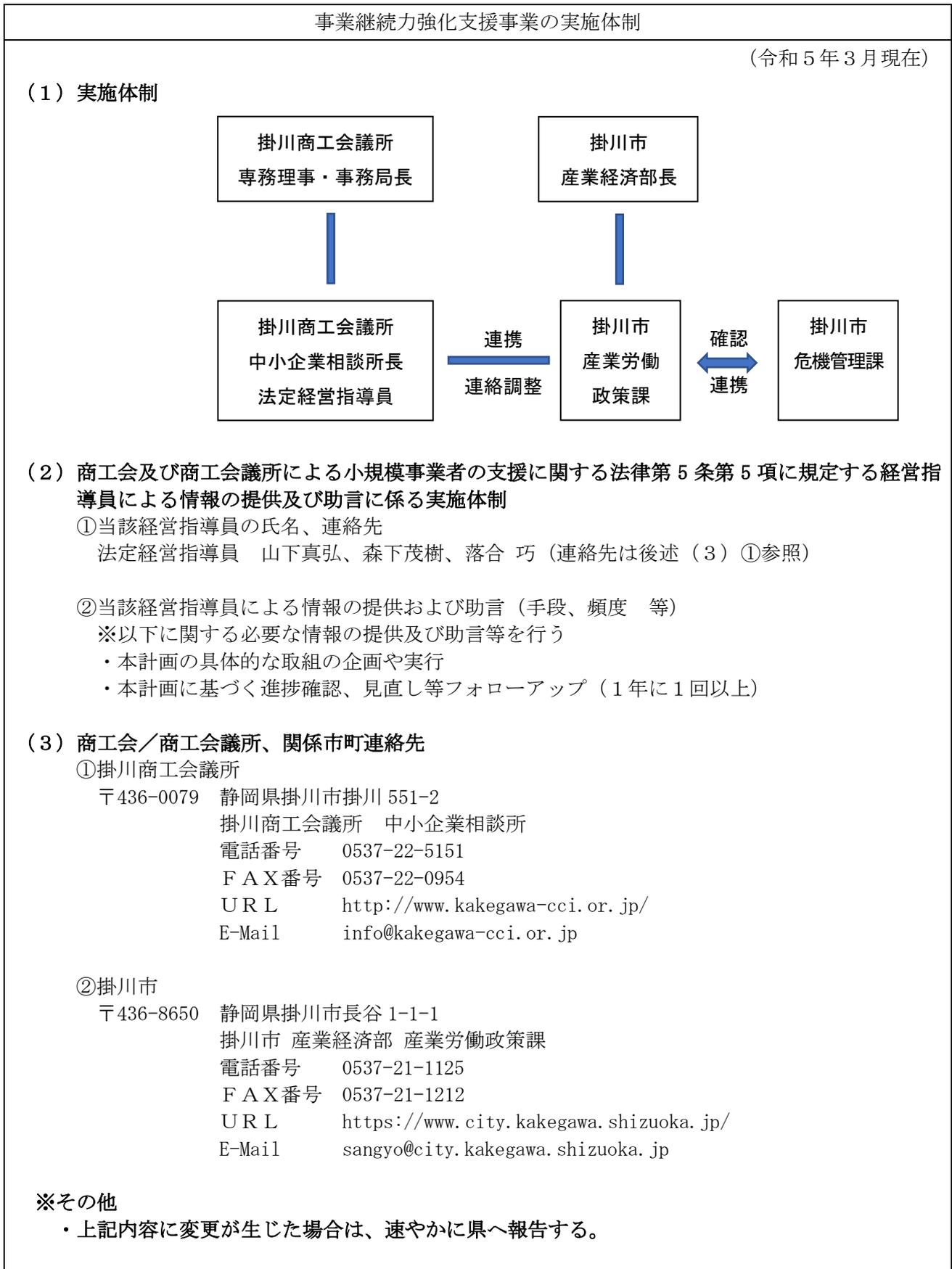
新型コロナウイルス等感染症により、事業継続が困難になる状況が今後も想定されることから、国や県、市、商工会議所と連携を図りながら支援体制を構築する。併せてリモートワークや事業者とオンライン相談が可能な環境を整備し、機動的な対応が行えるようにする。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
① 専門家派遣費	500	500	500	500	500
② セミナー開催費	300	300	300	300	300
③ パンプ・チラシ等作成費	150	150	150	150	150
④ 協議会運営費	50	50	50	50	50

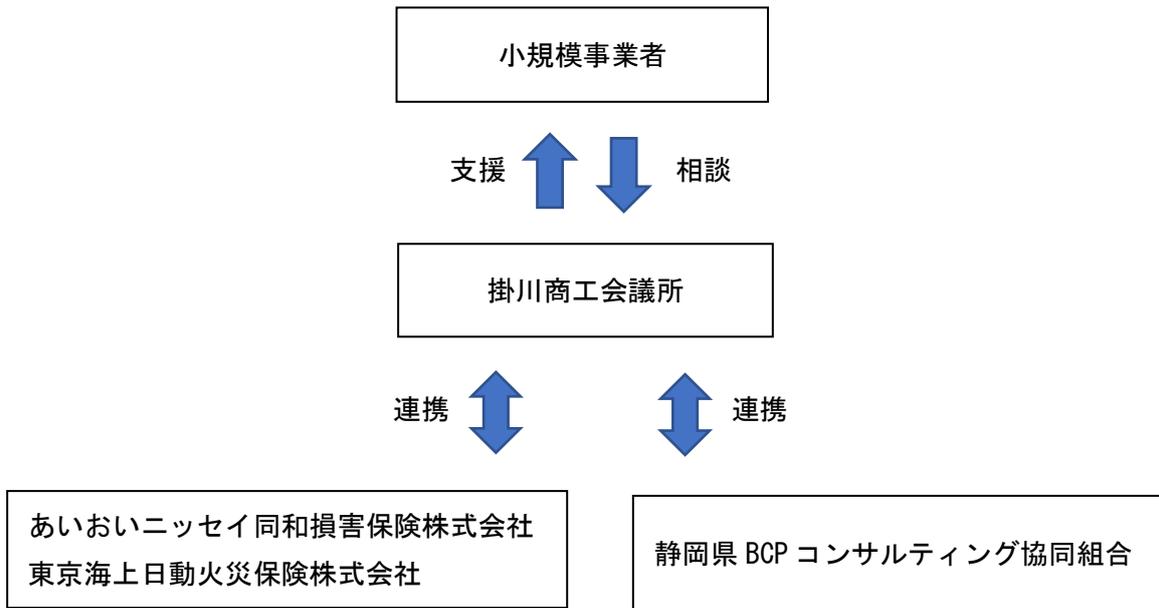
調達方法
会費収入、静岡県補助金、掛川市補助金、事業収入等

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
1. あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 静岡支店長 生田陽一 静岡市葵区常磐町 1-7-5 あいおいニッセイ同和損保静岡ビル TEL : 054-254-3303
2. 東京海上日動火災保険株式会社 静岡支店長 羽田真人 静岡市葵区紺屋町 17-1 葵タワー13 階 TEL : 054-254-4150
3. 静岡県BCPコンサルティング協同組合 理事長 高橋義久 静岡市清水区西国久保 283-2 TEL : 054-367-2667
連携して実施する事業の内容
1. ①小規模事業者に対する災害リスクの周知および対策として損害保険の周知 ②小規模事業者のBCP策定、事業継続力強化計画認定支援 ③BCP関連セミナーの開催
2. 上記1と同じ
3. ①BCP策定支援(専門家の派遣) ②個別相談会の開催
連携して事業を実施する者の役割
1. ①ハザードマップ・無料安否確認ツール提供、ビジネス総合保険の相談・加入勧奨 ②保険代理店による個別支援 ③BCP関連セミナー講師派遣
2. 上記1と同じ
3. BCP策定ツールの提供、指導・助言
上記の事業連携により、小規模事業者へのタイムリーな情報提供や事業者の意識改革、BCPの策定が可能となり、早期の事業復興を支援することができる。

連携体制図等



- ・ 損害保険の周知
- ・ B C P 策定、事業継続力強化計画認定支援
- ・ B C P 関連セミナーの開催

- ・ B C P 策定支援（専門家の派遣）
- ・ 個別相談会の開催